

(公印省略)
伊監第113号
令和4年11月8日
(2022年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山藺 有理

随時監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定により、令和4(2022)年度に実施した随時監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査及び
令和4年7月10日執行参議院議員選挙における選挙事務に関すること

監査結果報告

第1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査及び令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙における選挙事務を対象に実施しました。

監査対象部局 選挙管理委員会事務局

第3 監査の着眼点

- ① 事務が、法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 事務における職務権限及び責任体制が明確になっているか。
- ③ 事務において、チェック体制が整備されているか。
- ④ 委託等契約が適正で、履行確認が適正に行われているか。
- ⑤ その他、事務ミスを検証と、それに基づく対応が適切であったか。

第4 監査対象の選定理由

令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査（以下、「衆議院議員総選挙」という。）及び令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙（以下、「参議院議員選挙」という。）における選挙事務において、事務処理ミス等が生じました。

厳正かつ正確に執行することが求められている選挙事務において、連続して事務処理ミス等が生じていることに鑑み、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙に係る選挙事務を対象とした監査を実施することとしました。

第5 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、閲覧を行うとともに、質問書による回答を求めて、必要に応じて関係職員より事情を聴取するなど、伊丹市監査基準にのっとり公正妥当な監査方法により実施しました。

また、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮しました。

第6 監査の日程

令和4（2022年）年8月30日～令和4年（2022年）年10月24日

第7 監査の結果

監査の結果は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

選挙管理委員会事務局

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和4年(2022年)8月1日現在）

選挙管理委員会事務局（事務局長1）

次 長	1	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
		選挙管理グループ	2	2	1

2 事務分掌

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 公告式に関すること。
- (3) 規則等の制定改廃に関すること。
- (4) 各種選挙の執行および管理に関すること。
- (5) 選挙運動・政治団体等の活動に関すること。
- (6) 選挙区、投票区および開票区の設定および改廃に関すること。
- (7) 選挙人名簿および在外選挙人名簿に関すること。
- (8) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- (9) 国民投票および住民投票に関すること。
- (10) 直接請求に関すること。
- (11) 訴訟、審査の申立ておよび異議の申出（選挙人名簿に係るものを除く。）に関する
こと。
- (12) 検察審査員候補者の選定事務に関すること。
- (13) 裁判員候補者の選定事務に関すること。
- (14) 選挙に関する啓発、宣伝に関すること。
- (15) 明るい選挙推進協議会に関すること。
- (16) 選挙および投票の統計および報告に関すること。
- (17) 選挙制度の調査研究に関すること。
- (18) 全国市区選挙管理委員会連合会等に関すること。
- (19) 他の選挙管理委員会との連絡に関すること。
- (20) 人事および諸給与に関すること。
- (21) 予算および決算に関すること。
- (22) 公印に関すること。
- (23) その他事務局内の庶務に関すること。

II 意見要望

1 選挙事務について

(1) 選挙開票事務における作業遅滞の検証及び改善措置について

令和3年10月31日に執行された衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査において、開票所での最高裁判所裁判官国民審査における開票作業の遅滞のほか、投票所では投票用紙の交付誤りが生じました。

伊丹市選挙管理委員会事務局では、これら開票作業の遅滞等の報告や検証等について、会議の開催や会議の議事録等の記録がなく、事務局への聴取りによることでしか、どのような検証や検討がなされたのかを確認できませんでした。

厳正かつ正確であるべき選挙事務の執行において問題が生じた場合には、正式な手続にのっとり、選挙管理委員会へ報告、協議し、検証及び検討した内容を記録すべきものと考えます。

事務局に対する聴取りでは、令和3年11月16日開催の令和3年第17回選挙管理委員会定例会終了後に、選挙管理委員会委員長、各委員に当該開票作業の遅滞等が報告され、再発防止に向けた協議がなされました。

その内容は、主に開票作業の遅滞の原因が最高裁判所裁判官国民審査票の分類、集計に従事する職員への説明、周知や、職員の理解が不足していたこととする分析に基づき、①選挙管理委員会事務局職員のスキルアップ、②事務手引書の精査・充実、③従事職員への説明、周知の徹底、④開票所における指揮系統の点検、再構築が対応策として示されました。これにより、事務局では、事務手引書の改訂や従事職員に対する参集型説明会を充実させ、事務局職員及び従事職員の理解促進を図っています。

これらの対応策は開票作業が滞った直接の原因に焦点を絞ったもので、より広い観点での分析に基づく検証が必要ではないかと思料します。例えば、従事職員数や各事務担当の配置、開票の進行に合わせて行われる事務担当の人員配置移行等が適切であったか、従事職員の動員方法、開票事務に精通した従事職員の育成方法、また、多数の従事職員を指揮し、効率的に事務を遂行する統制体制は適切であったかなどの観点です。

限られた時間内で大量の事務を多人数で確実かつ迅速に処理しなければならない開票事務の特性に即した現実的な検討を加え、従事職員全体の能力の底上げを図ることが重要であると考えます。

令和4年7月10日に執行された参議院議員通常選挙においても、先の衆議院議員総選挙とは異なる要因で別の事務処理ミスが生じ、開票結果の確定が遅延していることか

らも、個々の事務手引書の改訂等の改善にとどまらず、開票事務を全体的な視点から捉えた改善措置を望みます。

(2) 投票所における投票事務委託について

選挙管理委員会事務局では、令和4年7月10日に執行された参議院議員通常選挙において、選挙期日（選挙当日）の市内55カ所の全投票所での投票受付業務（名簿対照係及び用紙交付係）を業務委託しています。

投票所において庶務係を担当した従事職員を対象とした選挙後の要望等調査では、名簿対照を担当した従事者が事務の流れや作業内容に対する理解が不十分であったことから、業務の補足説明や指示をせざるを得なかったとする事例等が報告されていました。業務委託においては、労働者の派遣とは異なり、従事者に対して庶務係である市職員が直接指揮命令することはできず、勤務時間、休憩時間等についても指示することができません。

こうしたことを踏まえ、投票所での業務委託について、投票所の管理運営上の支障が生じないのか、不測の事態に対応し得るのかなど、詳細に検証されることを望みます。

Ⅲ 指摘事項

該当なし